

建設業法施行規則 追補

平成 21 年 3 月

平成 20 年 3 月 24 日以降、以下の改正及び通知がございましたので、追補としてご案内申し上げます。

株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令
平成二十年九月三十日 国土交通省令第 80 号

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第 14 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十号の三中「商 工 組 合 金 融 公 庫

信用金庫・信用協同組合」を

「株式会社商工組合中央金庫

信用金庫・信用協同組合」に改め、

同様式記載要領 1 中、「国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行等」を「独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等」に改める。

附則

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

建設業法施行規則の一部を改正する省令

平成二十年十月八日 国土交通省令第 84 号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第 14 号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第五号」を「第七号」に改める。

第十三条の十中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改める。

第十五条中「第二十五条の二十三」を「第二十五条の二十五」に改める。

第十七条の三を次のように改める。

第十七条の三 削除

第十八条中「法人は」の下に「 、関西国際空港株式会社」を、「公共健康被害補償予防協会」の下に「 、首都高速道路株式会社」を、「東京地下鉄株式会社」の下に「 、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者」を、「独立行政法人理化学研究所」の下に「 、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本環境安全事業株式会社」を、「農林漁業団体職員共済組合」の下に「 、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに」を加え、「並びに第十七条の三各号に掲げる法人」を削る。

第十九条の四第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第二十六条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

- 5 法第四十条の三の国土交通省令で定める図書は、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（作成特定建設業者を除く。）にあつては第一号及び第二号に掲げるもの又はその写し、作成特定建設業者にあつては第一号から第三号までに掲げるもの又はその写しとする。

一 建設工事の施工上の必要に応じて作成し、又は発注者から受領した完成図（建設工事の目的物の完成時の状況を表した図をいう。）

二 建設工事の施工上の必要に応じて作成した工事内容に関する発注者との打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。）

三 施工体系図

第二十六条に次の一項を加える。

8 第五項各号に掲げる図書が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号の図書に代えることができる。

第二十七条第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第二十八条の見出しを「（帳簿及び図書の保存期間）」に改め、同条中「第二十六条第五項」を「第二十六条第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二十六条第五項に規定する図書（同条第八項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）の保存期間は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから十年間とする。

第二十九条中「第二十五条の二十五第二項」を「第二十五条の二十七第二項」に改め、同条第四号中「第二十五条の二十三」を「第二十五条の二十五」に改める。別記様式第一号を次のように改める。

役員の一覧表

役員（業務を執行する役員、取締役、執行役員はこれらに限る者）の氏名及び職名称				
氏名	役名	職名	生年・月・日	住 居

記載要領

- 1 大欄の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「オカム」という。）に記入する場合は、1オカムに1文字ずつ丁寧に、かつ、オカムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 ⑧⑨及び⑩「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の「1」列に示された順号のオカムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	葬祭施工事業（葬）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（電）
大工工事業（大）	塗装工事業（塗）	造園工事業（園）
土工工事業（土）	しゅんせつ工事業（しゅ）	まく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建築工事業（建）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
煉瓦工事業（煉）	塗工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	特殊施設工事業（特）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	
パイプ・トンネル・プロファイ工事業（パイ）	環境衛生施設工事業（環）	

- 3 「営業所」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の受領により記入すること。
- 4 ⑧⑨「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の番号は貸付けのコードブック「簡易省編「全国各地公共団体コード」」により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 ⑩⑪「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって読みとれる市区町村に続く町名、市区庁及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については「ハイファン」を用いて、例えば⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿のように入力すること。
- 6 ⑫⑬のうち「電話番号」の欄は、右外局番、局番及び番号をそれぞれ「ハイファン」で区切り、例えば⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿のように入力すること。

圖表二 (續)

資產持一覽表 (續)

(貨幣單位)

資產類別	資產的公平值	淨值 (即資產淨值減負債)	按賬目呈列	
			非流動	流動
			賬目	賬目
物業				
金融資產				
應收賬項				
其他應收賬項				
預付款項				
現金及現金等值				
負債				
應付賬項				
其他應付賬項				
貸款及借貸				
遞延稅項				
撥備				
或有負債				
其他負債				

1. 本表列明集團的銀行存款及應收賬項的賬目，作抵付之用。這並不代表相關上市公司的資產負債表中的資產淨值。該項淨值乃根據公平市場估值方法，即採用活躍市場的現行價格來估值的。該項淨值並非在資產負債表上列示的數目。此外，該項淨值亦與本集團在資產負債表上列示的數目不同。於資產負債表上的數目，其可供附註的資料則包括該項資產的賬目以及其相關的會計政策。本表並非進行任何資產估值。

圖表三 (續)

<p>本公司、附屬公司及相關附屬公司之業績及財務狀況表 (貨幣單位)</p>

董事會

本公司、附屬公司及相關附屬公司之業績及財務狀況表，乃根據本集團之會計政策及估計，並根據國際財務報告準則編製。本集團之會計政策及估計，乃根據國際財務報告準則編製。本集團之會計政策及估計，乃根據國際財務報告準則編製。本集團之會計政策及估計，乃根據國際財務報告準則編製。本集團之會計政策及估計，乃根據國際財務報告準則編製。

別記様式第三号及び別記様式第四号を次のように改める。

様式第三号（第二号関係）

（州紙A-4）

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込+税抜/単位：千円）

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		工事	工事	工事	工事		
第 期	元 公 共						
平成 年 月 日から	請 託 開						
平成 年 月 日まで	下 請						
	計						
第 期	元 公 共						
平成 年 月 日から	請 託 開						
平成 年 月 日まで	下 請						
	計						
第 期	元 公 共						
平成 年 月 日から	請 託 開						
平成 年 月 日まで	下 請						
	計						
第 期	元 公 共						
平成 年 月 日から	請 託 開						
平成 年 月 日まで	下 請						
	計						
第 期	元 公 共						
平成 年 月 日から	請 託 開						
平成 年 月 日まで	下 請						
	計						

記載事項

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の課税代金の額を記載すること。
- 「税込+税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第5条第6号に規定する大企業にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「[単位：千円]」とあるのは「[単位：百万円]」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人相当（昭和46年法律第34号）別表第一に掲げる公営法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する個人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が「業種別」にわたるため、月額が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合には、欄に「0」と記載すること。

経営業務の管理責任者証明書

(1) 下記の者は、 工業業に属し、次のとおり経営業務の管理責任者としての職務を有することを証明します。姓 名
姓 名
住所
住所

年 月 日 から 年 月 日 まで 業 務 所

平成 年 月 日

署名 氏(2) 下記の者は、許可申請書【 の申請の担当
本人の支那人】で検査官に指示された【】に該当する者であることを認めます。

平成 年 月 日

地方自治体の
長官に提出する
申請書申請書
提出書 氏申請書は、 年 月 日 (1) 申請 (2) 変更 (3) 経営業務の管理責任者の追加 (4) 経営業務の管理責任者の変更等)変更又は住所
変更の年月日 平成 年 月 日印 度 番 号 年 月 日 国土地理院
加章 許可 (第 号) 第 号 平成 年 月 日

◎【新設・変更等・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の変更等】

氏名のフリガナ 氏名 (平仮名、姓名、大正T、姓内M)
氏 名 年 月 日 年 月 日

◎【既 有 者】

氏 名 年 月 日 年 月 日

記載要領

- この証明書は、被証明者1人について証明書別に作成すること。
- (1) の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証明する他の者を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

- 「 $\left\{ \begin{array}{c} \text{の} \\ \text{本} \\ \text{の} \\ \text{支} \\ \text{配} \\ \text{人} \end{array} \right\}$ 」、「 $\left\{ \text{イ} \right\}$ 」、「 $\left\{ \text{ロ} \right\}$ 」、「地方警察団長」、「北海道警察団長」、「国土交通大臣」、「知事」、及び「監査」については、不要のものを消すこと。

- $\square\square\square\square$ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- $\square\square$ 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「1. 新規」・・・・・・・・ 許可を受けようとする行状序に対し、初めて経営業務の管理責任者としての証明を行う場合

- 「2. 変更」・・・・・・・・ 現在証明されている経営業務の管理責任者に変更があった場合
- 「3. 経営業務の管理責任者の追加」・・・・ 現在証明されている経営業務の管理責任者に加えて新たな者を経営業務の管理責任者として証明する場合
- 「4. 経営業務の管理責任者の更新等」・・・・ 経営業務の管理責任者について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」、「3. 経営業務の管理責任者の追加」又は「4. 経営業務の管理責任者の更新等」に該当する場合は②【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は③【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄及び④【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 「変更又は追加の年月日」の欄は、5により $\square\square\square\square$ の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、変更又は追加をした年月日を記載すること。

- $\square\square$ 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により $\square\square\square\square$ の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」又は「4」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄は、「大抵コード」の欄は、現在許可を受けている行状序について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば $\square\square\square\square\square$ 又は $\square\square\square\square\square$ のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在以上の経営業務の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- $\square\square$ 「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から5文字だけをカラムに記入すること。その際、漢字又は平仮名を表す文字については、例えば $\square\square\square$ 又は $\square\square\square$ のように1文字として扱うこと。

- $\square\square$ 及び $\square\square$ 「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム加えて、例えば $\square\square\square\square\square$ のように左端で文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに数字を記入するとともに、例えば $\square\square\square\square\square$ のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

別記様式第八号(1)中「法第7条第2号法第15条第2号」を「建設業法第7条第2号建設業法第15条第2号」に、

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿」を

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿」に改め、

同様式記載要領1中「の」を削り、同様式記載要領2中「法第7条第2号法第15条第2号」を「建設業法第7条第2号建設業法第15条第2号」に改め、

同様式記載要領5中「建設業法施行規則」を削り、同様式記載要領7中「別表の

「営業所」の欄の」を「別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」の」に、

「に記載」を「の欄に記入」に改め、同様式記載要領8中「建設業法施行規則」

を削り、同様式記載要領10中「記入」を「記載」に改める。

別記様式第八号(2)中「法第7条第2号法第15条第2号」を「建設業法第7条第2号建設業法第15条第2号」に、

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 _____ 殿」を

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿」に改め、

同様式記載要領2中「法第7条第2号法第15条第2号」を「建設業法第7条第2号建設業法第15条第2号」に改め、同様式記載要領3中「別表の「営業所」

の欄の」を「別紙二(2)「営業所一覧表(更新)」の」に改め、同様式記載要領4中「建設業法施行規則」を削り、「記載」を「記入」に改める。

同様式記載要領 1 中「の 」を削り、同様式記載要領 5 中「建設業法施行規則」を削り、同様式記載要領 7 中「今後担当する建設工事の種類」を「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第 15 条第 2 号口又は八関係）」に改め、「の 」を削り、同様式記載要領 8 中「建設業法施行規則」を削る。

別記様式第十三号中「令第 3 条」を「建設業法施行令第 3 条」に改める。

別記様式第十七号の二記載要領 3 中「もって」を「もつて」に、「あつて」を「あつて」に改め、同様式記載要領 6 中「あたつて」を「当たつて」に、「従つて」を「従つて」に改め、同様式記載要領 6 注 1 中「わたつて」を「わたつて」に改め、同様式記載要領 6 注 2（5）中「当たつて」を「当たつて」に改め、同様式記載要領 6 注 7 中「伴つて」を「伴つて」に、「行つて」を「行つて」に改め、同様式記載要領 6 注 8 中「会社計算規則」の次に「（平成 18 年法務省令第 13 号）」を加える。

別記様式第十七号の三記載要領第 2 の 4 中「関係会社貸付明細表」を「関係会社貸付金明細表」に改め、同様式記載要領第 2 の 4（2）中「その他の関連会社」を「その他の関係会社」に改める。

別記様式第二十号を次のように改める。

No.	事項			貸付方式等による借入金残高										借入金残高					
	借入	返済	繰上返済	借入	返済	繰上返済	借入	返済	繰上返済	借入	返済	繰上返済	借入		返済	繰上返済			
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			
31																			
32																			
33																			
34																			
35																			
36																			
37																			
38																			
39																			
40																			
41																			
42																			
43																			
44																			
45																			
46																			
47																			
48																			
49																			
50																			

別記様式第二十二号の二を次のように改める。

様式第二十二号の二（第八号、第九号関係）

「四角ふる」


変更届出書
 (第一号)

下記のとおり。
 (1) 届出方式は名称 (2) 従属所の名称、所在地又は管轄 (3) 資本総額 (4) 役員の名簿 (5) 個人沿革の名簿 } について変更があるため届出をします。
 (6) 支配人の氏名 (7) 取締役会組織を修正するに附する従属人

平成 年 月 日

株式会社
 代表取締役
 加藤 雄

届出書 No. _____ 頁

次頁コード
 加藤

所属事務所
 〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

法人番号
 〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

代表取締役
 加藤 雄

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

変更の内容が、前記(1)「届出方式は名称、代表者又は個人の氏名、主たる従属所の所在地、資本総額の変更に関する重大事項」又は前記(2)「所属しようとする種別、従たる従属所の所在地、名称、修正に附する人員事項」の各種に掲げる事項に係る場合には、届出する届にも変更届の内容を記入すること。

◎【修正又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる従属所の所在地、資本総額の変更に関する重大事項】

届出又は名称の変更
 〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

届出又は名称の変更
 〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

代表者又は個人の氏名の変更
 〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

代表者又は個人の氏名の変更
 〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

従たる従属所の所在地の変更
 〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

主たる従属所の所在地の変更
 〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

代表取締役
 加藤 雄

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

代表取締役
 加藤 雄

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

届出書 No. _____ 頁

代表取締役
 加藤 雄

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

代表取締役
 加藤 雄

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は届け書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

18 ⑧①「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をコラムに記入すること。

「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

19 ⑧③及び⑧④「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の〔 〕内に示された番号のコラムに記入すること。

土木工事業〔土〕	鋼構造物工事業〔鋼〕	熱絶縁工事業〔絶〕
建築工事業〔建〕	鉄筋工事業〔筋〕	電気通信工事業〔通〕
大工工事業〔大〕	はり工事業〔はり〕	造園工事業〔園〕
左官工事業〔左〕	しゅんせつ工事業〔しゅ〕	さく井工事業〔井〕
とび・土工事業〔と〕	板金工事業〔板〕	建築工事業〔具〕
石工事業〔石〕	ガラス工事業〔ガ〕	水道施設工事業〔水〕
屋根工事業〔屋〕	塗装工事業〔塗〕	消防施設工事業〔消〕
電気工事業〔電〕	防水工事業〔防〕	河川施設工事業〔河〕
管工事業〔管〕	内装仕上工事業〔内〕	
タイム・カバン・プロテク工事業〔タ〕	機械器具設置工事業〔機〕	

20 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、⑧④「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

別記様式第二十二号の三中

- 「(1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
- (2) 経營業務の管理責任者を削除した
- (3) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
- (4) 専任の技術者を削除した
- (5) 欠格要件に該当するにいたつた」を
- 「(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
- (2) 経營業務の管理責任者を削除した

(3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた

(4) 専任の技術者を削除した

(5) 欠格要件に該当するに至つた」に改め、

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 _____ 殿」を

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿」に、

「(1) 法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者〕を満たさなくなつた場合」を「(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者〕を満たさなくなつた場合」に、「(3) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなつた場合」を「(3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなつた場合」に、「(5) 法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合」を「(5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合」に改め、同様式記載要領5中「建設業法施行規則」を削る。

別記様式第二十二号の四中

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 _____ 殿」を

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿」に改め、同様式記載要領5中「建設業法施行規則」を削る。

別記様式第二十五号の二備考1中「記入」を「記載」に改める。

別記様式第二十五号の四中	「	電話番号	」	を	「	電話番号	」	に改め、								
同様式記載要領8中	「	0	6	-	9	4	2	-	1	1	4	1	」	の次に「	」	を加え、
同様式記載要領10中	「	建築士法	」	の次に	「	（昭和25年法律第202号）	」	を、	「	技術士法	」	の次に	「	（昭和58年法律第25号）	」	を加える。
別記様式第二十五号の六中	「	電話番号	」	を	「	電話番号	」	に改め、								
同様式記載要領8中	「	0	6	-	9	4	2	-	1	1	4	1	」	の次に「	」	を加え、
同様式記載要領10中	「	建築士法	」	の次に	「	（昭和25年法律第202号）	」	を、	「	技術士法	」	の次に	「	（昭和58年法律第25号）	」	を加える。

別記様式第二十五号の八記載要領1中「建設業法施行規則」を削り、同様式記載要領2及び3中「記入」を「記載」に改め、同様式記載要領5中「について記入」を「について記載」に改め、同様式記載要領6及び7中「記入」を「記載」に改め、同様式記載要領8中「により記入」を「により記載」に改め、同様式記載要領9、10及び13から18中「記入」を「記載」に改め、同様式記載要領19中「記入すること」を「記載すること」に、「記入を」を「記載を」に、「記入すべき」を「記載すべき」に改め、「（平成17年法律第86号）」を削り、同様式記載要領20中「記入すること」を「記載すること」に、「記入を省略」を「記載を省略」に改め、同様式記載要領21中「記入」を「記載」に改める。

別記様式第二十五号の十一中

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿」を

「地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿」に、「次に記入すること」を「次に記載すること」に、

「連絡先

所属等 _____ 氏名 _____

電話番号 _____ 」を

「連絡先

所属等 _____ 氏名 _____

電話番号 _____ ファックス番号 _____ 」に改め、

同様式記載要領 2 中「建設業法施行規則」を削り、同様式記載要領 21 中「（平成 17 年法律第 86 号）」を削り、同様式記載要領 24 中「記入」を「記載」に改め、同様式別紙一中「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度」を「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」に改め、同様式別紙一記載要領 4 中「直前 2 年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること」を「直前 2 年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること」に、「直前 2 年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること」を「直前 2 年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること」に改め、同様式別紙二記載要領 6 中「建設業法」を「法」に改め、同様式別紙二記載要領 7 中「記入」を「記載」に改め、同様式別紙三記載要領 5（3）中「所得税法施行令」の次に「（昭和 40 年政令第 96 号）」を加え、同様式別紙三記載要領 5（5）中「法人税法」の次に「（昭和 40 年法律第 34 号）」を加え、同様式別紙記載要領 8 中「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の次に「（平成 12 年法律第 127 号）」を加える。

別記様式第二十五号の十三備考 1 中「記入」を「記載」に改める。

別記様式第二十五号の十四中「国土交通大臣 _____ 殿」
 を「国土交通大臣 殿」に改め、同様式記載要領中「記入」を「記載」に改め、
 同様式に次の別紙を加える。

	平成
	年
	月
	日
	時
	分
	秒
	分
	秒
	分
	秒
	分
	秒
	分
	秒
	分
	秒
	分
	秒

別記様式第二十五号の二備考 1 の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

別記様式第二十五号の六の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

別記様式第二十五号の八記載要領 1 から 3 まで、5 から 10 まで及び 13 から 21 までの改正規定、別記様式第二十五号の十一の改正規定、別記様式第二十五号の十三備考 1 の改正規定、並びに別記様式第二十五号の十四の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

この省令は、平成二十年十一月二十八日から施行する。ただし、別記様式第一号の改正規定、別記様式第三号の改正規定、別記様式第四号の改正規定、別記様式 第六号から別記様式第十一号の二の改正規定、別記様式第十三号の改正規定、別記様式第十七号の二記載要領 3 及び 6 の改正規定、別記様式第十七号の三記載要 領第 2 の 4 の改正規定、別記様式第二十号の改正規定、別記様式第二十二号の二から別記様式第二十二号の四の改正規定、別記様式第二十五号の二備考 1 の改正 規定、別記様式第二十五号の四の改正規定、別記様式第二十五号の六の改正規定、別記様式第二十五号の八記載要領 1 から 3 まで、5 から 10 まで及び 13 から 21 までの改正規定、別記様式第二十五号の十一の改正規定、別記様式第二十五号の十三備考 1 の改正規定、並びに別記様式第二十五号の十四の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う国土交通省関係
省令の整備に関する省令 平成二十年十二月一日 国土交通省令第97号

第二条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第14号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十五第一項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定に基づいて設立された公益法人（以下単に「公益法人」という。）」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同条の表中

「	社団法人日本建設機械化協会	東京都港区芝公園三丁目 五番八号	二級建設機械施工技術研修の修了試験	」	を
「	社団法人日本建設機械化協会（昭和二十五年八月十八日に社団法人日本建設機械化協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都港区芝公園三丁目 五番八号	二級建設機械施工技術研修の修了試験	」	に、
「	財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	二級土木施工管理技術研修の修了試験	」	を
「	財団法人全国建設研修センター（昭和三十七年四月七日に財団法人全国建設研修センターという名称	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	二級土木施工管理技術研修の修了試験	」	に、

	で設立された法人をいう。以下同じ。)				
「	財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	二級建築施工管理技術研修の修了試験	」	を
「	財団法人建設業振興基金（昭和五十年七月十六日に財団法人建設業振興基金という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	二級建築施工管理技術研修の修了試験	」	に
改める。					

第十七条の十七第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

第十七条の三十四の表中

「	財団法人建設業技術者センター	東京都千代田区二番町三番地	昭和六十三年七月十一日	」	を
「	財団法人建設業技術者センター（昭和六十三年六月一日に財団法人建設業技術者センターという名称で設立された法人を	東京都千代田区二番町三番地	昭和六十三年七月十一日	」	に

	いう。)				
改める。					

第十七条の三十五第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

国総建第 177 号

平成 20 年 10 月 8 日

各地方整備局建政部長等あて
(都道府県知事主管部局長あて 参考送付)

国土交通省総合政策局建設業課長

建築士法等の一部を改正する法律等の施行について

平成 18 年 12 月 20 日付けで公布された建築士法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 114 号) により建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の改正が行われ、建設工事紛争審査会におけるあっせん・調停手続に係る時効中断手続等に係る部分については平成 19 年 4 月 1 日から施行されたところであり、その他の部分については本年 11 月 28 日より施行される。

あわせて、本年 5 月 23 日付けで公布された建築士法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令 (平成 20 年政令第 186 号) により建設業法施行令 (昭和 31 年政令第 273 号) の改正が行われるとともに、本年 10 月 8 日付けで公布された建設業法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年国土交通省令第 84 号) により建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) についても改正が行われた。施行令及び施行規則については、本年 11 月 28 日より施行される (改正施行規則のうち、別記様式の改正に係る部分については平成 21 年 4 月 1 日より施行)。

については、本法及び上記の関係法令の施行に当たっては、下記の点について遺漏のないよう取り計らわたい。

記

1. 一括下請負の全面禁止の対象工事について

建設業法第 22 条第 3 項の改正により、建設業者は、平成 20 年 11 月 28 日以降に請け負った共同住宅を新築する建設工事について、元請人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合であっても、一括して他人に請け負わせてはならないこととされた。

なお、長屋は、共同住宅には含まれないことに留意されたい。長屋であるか、共同住宅であるかは、建築基準法第 6 条の規定に基づき申請し、交付される建築物の確認済証（建築確認申請書及び添付図書を含む。）により判別することが可能である。

2. 技術者の専任の必要な工事について

- (1) 公共性のある施設又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事として建設業法施行令第 27 条第 1 項に規定する工事については、従前より工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置くことを求めてきたところである。今般、建設業法第 26 条第 4 項の改正により、監理技術者の専任を要する民間工事についても、公共工事の場合と同様に、当該監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者から選任しなければならないこととされた。

なお、1. で述べたとおり、長屋は、共同住宅とは区分されており、専任の技術者の配置が必要な工事とはならないことに留意されたい。

- (2) 建設業法施行令第 27 条第 1 項第 3 号に規定する事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねたもの（以下「併用住宅」という。）について、併用住宅の請負代金の総額が 5 千万円以上（建築一式工事の場合）で

ある場合であっても、以下の2つの条件を共に満たす場合には、戸建て住宅と同様であるとみなして、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求めない(併用住宅全体の工事請負金額が5千万円未満(建築一式工事の場合)である場合には、主任技術者又は監理技術者の専任配置は必要ない。)。

事務所・病院等の非居住部分(併用部分)の床面積が延べ面積の1/2以下であること。

請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた併用部分に相当する請負金額が、専任要件の金額基準である5千万円未満(建築一式工事の場合)であること。

なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第6条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別する。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添付される設計図書により求め、これと請負契約書の写しに記載される請負代金の額を基に、請負総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求めることとする。

3. 営業に関する図書について

建設工事は工事目的物の引渡し後に瑕疵をめぐる紛争が生じることが多く、その解決の円滑化を図るためには、これまで保存が義務付けられてきた帳簿及びその添付資料だけではなく、施工に関する事実関係の証拠となる書類を適切に保存することが必要である。このため、建設業法第40条の3の改正により、新たに営業に関する図書を保存しなければならないこととされた。

具体的には、建設業法施行規則第14条の2第1項に規定する作成特定建設業者は、次の(1)～(3)に掲げる図書を、その他の元請業者は、(1)及び(2)に掲げる図書を、目的物の引渡しをした時から10年間保存することが必要である。

(1)～(3)の図書は、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されることを条件として、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等による記録をもって代えることができる。

(1) 完成図

建設工事の種類や規模、請負契約の内容によっては、完成図を作成する場合もあれば、しない場合もあるものと考えられるが、作成した場合にあっては、建設工事の目的物の完成時の状況を表した完成図を保存しなければならない。

完成図としては、例えば、土木工事であれば平面図・縦断面図・横断面図・構造図等、建築工事であれば平面図・配置図・立面図・断面図等が該当する。

なお、完成図が作成される場合としては、請負契約において建設業者が作成することが求められている場合、請負契約に定めはないが建設業者が建設工事の施工上の必要に応じて作成した場合、発注者から提供された場合等が考えられる。

(2) 発注者との打合せ記録

建設工事を進めていくに当たっては、工事内容の確認・変更、発注者からの工事方法に関する具体的な指示、建設業者からの工事方法の提案等の様々な目的で当事者間で打合せが行われるものと想定される。こうした打合せの記録を作成している場合にあっては、建設工事の施工の過程を明らかにするため、その保存を義務付ける。

工事目的物の瑕疵をめぐる紛争の解決の円滑化に資する資料を保存するという観点から、保存が必要な打合せ記録の範囲は、打合せ方法(対面、電話等)の別による限定はしないが、当該打合せが工事内容に関するものであり、かつ、当該記録を当事者間で相互に交付した場合に限ることとする。

なお、いわゆる「指示書」「報告書」等についても、その名称の如何を問わず、当該記録が工事内容に関するものであって、かつ、当事者間で相互に交

付された場合には、保存義務の対象となることに留意されたい。

(3) 施工体系図

作成特定建設業者にあつては、建設業法第24条の7第4項の規定に基づき作成される建設工事における各下請人の施工の分担関係を表示した施工体系図の保存を義務付ける。施工体系図は工期の進行により変更が加えられる場合が考えられるが、保存された施工体系図により、重層化した下請け構造の全体像が明らかとなるようにしなければならない。

(以 上)